

学校講堂設備 使用者の遵守事項

1. 市立学校講堂設備使用に関する条例及び施行規則、使用承諾の条件に従ってください。
2. 地域全体で使用できるよう、また開放事業が円滑に進められるよう、使用者は次のことを守ってください。
 - (1) 使用者の安全管理には十分注意するとともに、施設、設備、用具等を破壊しないよう、適切に使用すること。特に、体育館については火災予防に十分配慮しその体制を整えること。
 - (2) **セキュリティボックスの開閉とセキュリティ設定解除および施設各所の施錠管理を徹底すること。**
 - (3) 予期しない事故、災害等が考えられるので救急箱の準備をはじめ応急処置ができる体制を整えること。またスポーツ傷害保険の加入等、事故に備えておくこと。
 - (4) **使用時間を厳守し、承諾された内容以外で使用しないこと。また講堂設備以外に立入らないこと。トイレ、手足洗場の使用については清潔と美化に努めること。**
 - (5) 学校敷地内は駐車禁止です。荷下ろし以外の駐停車はせず、駐車については近隣のコインパーキング等を利用すること。また、学校周辺の路上や私有地、店舗等への駐停車もしないこと。自転車は定められた場所以外には駐輪しないこと。路上駐車等の迷惑行為はしないこと。
 - (6) 近隣住民等に迷惑をかける不必要な発声、またはボールの投入等はないこと。
 - (7) **使用に際し生じたゴミは敷地内に残さず使用団体ごとにまとめて持ち帰ること。ジュースの缶及びビン類も必ず持ち帰ること。**
 - (8) **学校敷地内は禁煙です。**また、学校周辺での喫煙も受動喫煙の観点から控えてください。
 - (9) 天候、その他の理由によって使用できない場合があるため、学校関係者等の指示に従うこと。
 - (10) 団体の責任者は、この「使用者の遵守事項」を対戦相手も含め使用者全員が守るように努めること。
 - (11) 使用団体が建物、附属物または器具等を破損した場合は、その使用団体に弁償いただきますが、その額及び支払い方法等は学校開放事務担当者と連絡を取りすみやかに処置すること。
(破損した経緯等を開放日誌に記入すること。)
4. 講堂設備の使用にあたっては近隣住民等の迷惑にならないよう、十分に配慮してください。
5. **使用者の遵守事項に違反した場合、または翌日以降の学校教育に支障が出た場合は、当該団体の以後の使用を認めない場合があります。**